

令和6年度第2回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和6年度第2回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■番■委員、■番■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■番■委員、■番■委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画（第87号）について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	この■は実際植え付けはしているのでしょうか？借りっぱなし？
	■番	ここに載っている■さんのところについては、たぶんこれは更新だと思んですが、今年は作付けされているようです。今までは作付けはまったくなくて草が伸び放題でした。今年については今されているので、できるんだろうと思います。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第1号「農用地利用集積計画（第87号）について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-3の案件につきまして、■推進委員をお願いします。
	■番	5月20日に■農業委員さんと■さんと私の3人で現地確認をしました。■地域と■がつながっているちょうど近くになるんですが、畑というよりフキがいっぱい生えていて、ふきのとうなどを出しているということなんですが、もともと昔道が改良された時に土地交換をされたみたいで、きちんと登記がなされていなかったということで、譲渡というかたちで今回きちんとしようということになりました。■さんは■の老人ホームに入られていて、私と同級なんですが、もう帰ら

		ないから任せるねということで、任せていただきました。■■■さんはリターンで去年から娘さんと2人で帰ってこられて、農業をがんばるということです。今の写真は草刈りをした状態なんですけども、私たちが行った時にはもう春ということで草が結構のびておりましたが、フキを取った後きれいに刈るからということでした。すごくやる気で帰られておられて頼もしいなと思います。審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	ありがとうございました。3-4の案件につきまして、■■■推進委員お願いします。
	■■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号3-4について報告します。場所は■■■より■■■へ■■■kmの場所にあり、5月20日に■■■さんと現地調査いたしました。申請人である譲渡人は労力不足により耕作が困難となり譲り渡すとのこと。譲受人のほうですが、自宅のすぐ隣ということで家庭菜園として利用されるため譲り受けるということです。この土地は赤判定が一時出ていたようなんですが、一応畑に戻して耕作をされるとのことです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	ありがとうございました。3-5の案件につきまして、■■■推進委員お願いします。
	■■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号3-5について報告します。場所は■■■郵便局から■■■約■■■m付近にあります。5月22日に■■■委員同行のもと調査しました。なお関係者である譲り渡し人の■■■さんについては24日に電話で話を聞きました。まず譲り渡し人の■■■さんについては、現在■■■に住んでおられ遠方のため管理するのが困難になったということで、空き家バンクに登録して処分するということです。譲り受け人の■■■さんについては、空き家バンクに付随した土地を取得するということで当初■■■から通いながら耕作されていて、家のほうをリフォームしてリフォーム完了後は■■■のほうに移住して家庭用野菜等を栽培するということです。所有権移転をされても何ら問題ないものと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	ありがとうございました。3-6の案件につきまして、■■■推進委員お願いします。
	■■■番	場所は役場から■■■方面に向かって■■■m位のところの昔■■■があったところに事務所を移転されて、そこに■■■の■■■さんがいらっしゃいます。5月20日に■■■農業委員さんと■■■の■■■さんと私の3人で現地を見させてもらいました。■■■さんは■■■にいらっしゃいまして、長男さんですがお家にはおられません。一昨年お母さんが急に亡くなられて畑は全然使っておられないんですが、きちんと防草シートをしてあっていつでも使えるような状況になっています。ご本人さんは何回も■■■さんと話すのに帰ってこられていて、もうお願いしますとのこと、私達でお話しさせていただきました。全体では2000㎡ほどありますが、シートの敷いてあるところの部分を剥がして花等を植える

		そうで、とても景観が良くなると私は思いました。■さんにつきましては少し前に■に務められていたそうで、私のことを覚えていらして少し顔なじみになったなということで、日に焼けてがんばっておられるなと感じました。皆さん審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	先ほどの３－６の件で、■の一部に建物があるように見えるんですが、これは倉庫か何かですか？
	事務局長	説明が不足しておりましたが、航空写真に建物のようなものが写っているところについては、■さんのところの車庫兼農機具倉庫ということで利用されておまして、その部分は今回耕作の賃貸借からは外すということで、面積を正式に測量会社のほうで測って実際にシートの張ってある耕作可能なところを今回設定されるということです。転用については委任者を通じてお願いはしておりますが、そこはまだ手続きができておりません。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第３号	議 長	続きまして議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議 長	ありがとうございます。担当推進委員による現地調査をお願いしております。４－１の案件につきまして、■推進委員さんが欠席ですので、■農業委員さんをお願いします。
	■番	■地区担当の■です。今説明がありましたように推進委員の■が本日は所用のため欠席ですので、代わりに説明をさせていただきます。受付番号４－１について報告します。場所は■より■へ約■m位のところがございます。５月２０日に■推進委員と私と当家の■さん、■さんの息子さんのお嫁さんの■さんで見させていただきました。■さんはだんだん年をとってきたのでお墓をつつきたいと考えておられて、墓が少し遠くだったもので、家の近くのほうに持って来たいということで、色々探されたようです。それで結局はここにたどり着いたわけでございますけど、家のすぐ横です。生産力の低い小集団の２種農地で農振地域区域外の農地です。周辺農地もほとんどございませんので、影響等も少なく墓地の申請手続きもすべてされているようでございますので、問題はないのではないかと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」申請通り許

		可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第4号	議 長	続きまして議案第4号「畑地化促進事業について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■ 番	イタリアンライグラスとは牧草かなにかですか？
	横山係長	牧草です。補足ですが牧草については最初に収穫した年が畑地化の対象になりまして、神石高原町の場合は9月頃に播種をされるということなんですが、今回は播種を春にして今年中に収穫をするのが難しいということで取り下げをされています。
	議 長	畑地化促進事業というのは去年から始まっております。水田活性化補助金という減反奨励金が野菜等を植えれば出るようになっておりましたが、法律が一部改正されてすでに水田でありながら畑作物の栽培を継続的にやっているものについては、この畑地化促進事業の対象として補助を一定期間した以降は補助金をなくすというような制度です。この指定を受けますと反当 14 万円を初年度にもらってあと5年間毎年2万円ずつの助成金が出ます。この2万円については年度当初に5年分まとめて10万円もらうこともできるよということですが、5年を経過しますと水田へ野菜等を植えていても減反的な奨励金はなくなりますという、要するに手切れ金です。このような制度に切り替わってきておりまして、それが再生協議会のほうで申請をしてやっているわけですが、農業委員会等の意見も聞きなさいということになって申請が出たものでございます。
	■ 番	5年間は作りなさいよということなんですが、例えばここに書いてある作物は5年間同じものでなければいけないんですか？それとも畑作物なら何でもいいのかということなんですか？
	横山係長	基本的には野菜は野菜で、野菜の作物は変わってもいいということですが、畑作物と野菜の違いは私も全部は把握してないんですが、昨年までは単価が違ったので大豆とかそういったものは畑作物になるということと、野菜とはまた別の扱いになっていました。大豆のところは大豆だけという形です。今回は野菜と牧草ですので、牧草はずっと牧草しか植えることができません。
	■ 番	例えばキャベツなんかは価格保証があると思うんですが、そういうのはまた別で受けられるんですね。
	議 長	結局昔から言っていた減反奨励金に該当するもので、ただし水田活性化の今の補助金を取ろうとすると5年に1回1カ月以上水張りをしないと、5年経過後の補助金は一切出ませんよというのができましたが、それに付随してそこを畑として活用するのであれば、こういう手切れ金を

		出してあげましょうということで、これについては5年間水を一切張らなくても2万円は出しますよということです。ただしこれを畑にした場合、よく分からないのは中山間あたりが畑として今後カウントされることになる、中山間の支払いがドンと落ちるということもあるんですが、まだそのあたりは何も分かりません。第六次の中山間から出てくるかもしれません。去年はもう時間的な予備がなかったものですから、総会に諮らずに農業委員会もいいよということで承認した経過がございます。去年の場合も結構な件数の申請があったようです。牧草についても毎年播種をするというのが条件です。1回植えたきり刈り取りをするだけではダメで、毎年種を蒔きなさいということです。今後色々な制度改革の中でこうした農業委員会等の意見を求められるものが出てくるかと思いますが、その都度またお願いをすることになるかと思いますが。
	■番	この制度を利用したとして5年経った時点で、畑地化ということであれば、今度は登記地目の変更が必要になってくるとかそういったものはまだ決まってないんですか？
	横山係長	地目の変更は必要ないというふうには聞いております。先ほど会長さんが言われたように、中山間についても田んぼとしての扱いでいいと聞いておりますが、見た目が傾斜がついて畑になったものはもう中山間から落としていくような感じになってしまうので、そこは今後何らかの改正があるかと思います。
	■番	今の畑地化の傾斜をおとして畑地化になるんですけども、5年後10年後位にまた傾斜をつけて水田に戻すことはできるんですか？
	横山係長	一度おとしたものは水田には戻せないと今の制度では聞いております。
	議 長	畑地化の補助金の対象になったら5年経過後であっても水田には戻せないよと。もう水田の機能をなくせということだろうと思います。
	議 長	他にありませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「畑地化促進事業について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
報告第2号	議 長	続きまして報告第2号「農地台帳登録申出について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
報告第3号	議 長	続きまして報告第3号「農地法18条の6項の規定による通知について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	議 長	3件の報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

	■番	最後の件で中間管理機構との貸借ということは誰か借りる人がいるんですか？
	横山係長	■さんが借りられます。
	■番	中間管理機構を通じて借りられるんですよね？
	横山係長	年金の関係がありまして農地中間管理機構との貸借なら契約ができるという条件があって、直接のやりとりができないということで、農地バンクを利用されるということです。
	議 長	相続されるのに今回も■さんのだけがあっせん希望ありとなっていますが、これは法人が作っているところもあるんでしょうか？
	■番	■さんの件ですけども、先般■さん本人とこの農地についてお話しをしていたんですが、農地を譲って欲しいというお話しをしてきた方がいらっしゃるということで現在打ち合わせをしております。■さんの田んぼについては黄金の里井関のほうで耕作しております、今年1年は動かないし農振地域になっているので農振除外をするのが9月でその後の手続きになるので、これから先■さんがお持ちの農地の何筆かが農地から外れるような形になるかもしれません。
	議 長	牧場が2筆あるよね？
	■番	家の前の法面です。
	議 長	あれが牧場になってるんですか？
	■番	牧草地で昔は■さんというかたが作られていました。今そこは法人は離していて、自分で管理されています。
	議 長	他にございませんか。無いようですので、申請通り登録をさせていただきます。以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時30分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和6年6月28日
		番 委員 番 委員